

令和5年7月19日

野木町農業委員会第37回総会 会議録

野木町農業委員会

野木町農業委員会第37回総会 会議録

1. 開催日時 令和5年7月19日(水) 午前9時招集
2. 開催場所 野木町役場 新館2階 大会議室
3. 出席委員 9名
 - 会長 9番 黒 須 市 郎
 - 会長職務代理者 7番 田 村 良 実
 - 委員 1番 鈴 木 誠 2番 柿 沼 誠
 - 3番 古澤 清一郎 4番 渡 邊 初 枝
 - 5番 針 谷 盛 也 6番 須 田 啓 一
 - 8番 館 野 アサ子
4. 事務局職員 小沼事務局長・田宮庶務農地係長・尾崎主査
5. 付議案件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地証明願について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画の策定について
 - 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について
6. その他

「 議 事 」

- 事務局 開会を宣言（午前9時）
- 議長 あいさつ及び出席委員数の報告及び総会成立宣言を行う。
議事に入る前に、議事録署名人指名について会議に諮った。
（異議なしの声あり）
異議なしの声を受け、議席番号1番 鈴木 誠委員、2番 柿沼 誠委員を指名した。書記には、尾崎主査を指名した。
議事に入る旨を告げる。議事に入る旨を告げる。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めた。
- 事務局 議案第1号 受付番号17について説明。
友 沼 1筆 2, 707㎡ 登記簿及び現況 田
譲渡人 A 氏
譲受人 B 氏
権利の設定 売買による所有権移転
事由の概要 農業経営規模拡大のため
- 議長 友沼地区担当調査員の報告を求めた。
- 8番委員 7月9日（日）午前9時、5番委員、地元担当3番委員、地元推進委員とともに譲受人立会いのもと現地調査を行いました。
譲渡人A氏73歳は現在農業を行っていません。また、譲渡人B氏は茨城県古河市の工場に勤務しながら農業に従事している兼業農家です。
申請地は昨年まで別の方が作付けをしていましたが、耕作者の都合により返却されました。譲受人の申出が遅かったため、現在は作付けはされておらず、譲受人が農地の草刈りをして管理しています。購入後は水稻を作付けする予定です。許可にあつたては、何ら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長 質疑はないか諮った。
- 5番委員 申請地の南西の農地の所有者は誰ですか。土地改良関連の土地では。
- 事務局 友沼土地改良の用水堀です。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

3 番委員 調査担当委員の報告にもありましたが、勤めをしながら、梨・水稻など農業に従事している兼業農家です。地域の中でも少ない農業従事者で、これから地域の農業を盛り上げて行ってほしいので、何ら問題はないと思います。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第 1 号 受付番号 1 7 について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務の説明を求めた。

事 務 局 議案第 2 号 受付番号 1 8 について説明。

野 渡 1 筆 4 4 4 m² 登記・現況ともに畑

譲渡人 C 氏

譲受人 D 氏

権利の内容 売買による所有権移転

事由の概要 住宅敷地

議 長 野渡担当調査員の報告を求めた。

8 番委員 7 月 1 1 日 (火) 午前 9 時 3 0 分、6 番委員、地元担当 7 番委員、地元推進委員とともに代理人立ち合いのもと現地調査を行った。

譲渡人の C 氏 6 1 歳は現在農業の従事はしていない。譲受人 D 氏 5 5 歳は茨城県結城市の実家に両親、子供家族の計 7 人で暮らしていますが、別暮らしをしている、妻、子供と同居を考え申請に至りました。申請地の右側が草畑、その右隣には住宅が建っています。また、申請地と申請地北側は譲渡人の農地であり管理されてありました。申請地と隣接の土地の境界も確認いたしました。また小学校も近く子育てしやすい場所として適しています。よって、何ら問題はないと思われれます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7 番委員 調査委員の報告のとおりです。何ら問題はないと思われる。ご審議のほ

どよろしくお願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号18について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、受付番号19について事務局の説明を求めた。

事 務 局 受付番号19号について説明。
野 渡 1筆 434㎡ 台帳及び現況 畑
譲渡人 C氏
譲受人 E氏
権利の設定 売買による所有権移転
事由の概要 住宅敷地

議 長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

8番委員 7月11日(火) 午前10時 6番委員、地元担当7番委員、地元推進員とともに、代理人立会いのもと現地調査を行った。

譲渡人のC氏61歳は現在農業の従事はしていない。譲受人E氏28歳は茨城県古河市のアパートに妻、子供3人で暮らしています。申請地は受付番号18申請地の隣の農地です。申請地と隣接の土地との境界も確認しました。小学校も近く、子育てしやすい場所として適しています。何ら問題
題
はないと思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7番委員 調査委員の報告のとおり何ら問題はない。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号19について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、受付番号21について事務局の説明を求めた。

事務局

受付番号21号について説明。

野木 1筆 155㎡ 台帳及び現況 畑
譲渡人 F氏
譲受人 G氏
権利の設定 使用貸借権設定
事由の概要 住宅敷地

議長

野木地区担当調査員の報告を求めた。

6番委員

7月11日(火)午前9時 8番委員、地元担当7番委員、地元推委員とともに、代理人立会いのもと現地調査を行った。

本申請地は5月総会の際、農家住宅敷地への進入路とするための4条許可申請をした同じ住宅になります。

譲渡人F氏67歳所有の農地に隣接している2筆の宅地を合わせて、子供の譲受人37歳に使用貸借権を設定し、住宅を建築する申請です。農地部分は第5条の許可申請となります。譲受人G氏は現在町内のアパートに妻、子供3人で住んでいます。手狭になったことや今後、家族が増えることを考え実家に同居を検討しましたが、実家も手狭になるため、住宅新築の必要性を感じて申請にいったとのことでした。

申請地は実家の南西側にあたり、北側隣接地の宅地に住宅の建築を予定しています。また、現在、住宅建築予定地の宅地には物置や納屋がありますが、取り壊してから住宅を建てるそうです。申請地と隣接の境界も確認いたしました。申請地の農地区分は第1種農地で原則不許可ですが代替性がなく、既存集落への接続が取れることから、また、コンクリートブロックで隣接農地に影響はないです。排水は合併浄化槽で処理後、敷地内浸透です。併せて都市計画法第29条開発許可申請を行っており、許可が適当であると思われます。以上調査内容を報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7番委員

調査委員の報告のとおり何ら問題はない。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

他に質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第2号 受付番号22について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、受付番号22について事務局の説明を求めた。

事務局 受付番号22号について説明。
野渡 1筆 312㎡ 台帳及び現況 畑
譲渡人 H氏
譲受人 I氏
権利の設定 売買による所有権移転
事由の概要 住宅敷地

議長 野渡地区担当調査員の報告を求めた。

6番委員 7月11日(火)午前10時10分 8番委員、地元担当7番委員、地元推進委員とともに、代理人立会いのもと現地調査を行った。

本申請は譲渡人H氏58歳が所有している農地に、譲受人I氏33歳が売買により所有権を取得し住宅を建築する農地法第5条許可申請です。

譲受人I氏は町内のアパートに妻、子3人で住んでいます。子供が生まれ手狭になった。また、両親から子育ての支援が受けられることや両親の老後のことを考えて、お互い協力して生活していけると思い、申請に至りました。今回の調査3件申請地が隣接しており、この申請地西側にも完成した住宅がありました。申請地の境も確認いたしました。排水は合併浄化槽処理後、道路の側溝に処理し、雨水は敷地内浸透です。農地との境界はコンクリートブロック1段積で影響はないです。申請地の農地区分は第2種農地区分です。しかし、市街化が見込まれる区域内にある農地で、代替性がなく既存集落への接続が取れることから、また、都市計画法第29条開発許可申請も併せて申請中です。本申請は許可が適当であると思われます。以上調査内容を報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

7番委員 調査委員の報告のとおり何ら問題はない。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号21について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。
次に、受付番号23について事務局の説明を求めた。

事務局 受付番号23号について説明。
南赤塚 1筆 495㎡ 台帳 畑・現況 田
譲渡人 J氏
譲受人 持分1/10 K氏、持分9/10 L氏
権利の設定 贈与による所有権移転
事由の概要 住宅敷地

議長 南赤塚地区担当調査員の報告を求めた。

5番委員 7月12日(水)午前10時 3番委員、地元担当1番委員、地元推進委員とともに、代理人立会いのもと現地調査を行った。

本申請は譲渡人J氏63歳が所有している農地に、譲受人K氏31歳及びL氏32歳が贈与により所有権を取得し住宅を建築する農地法第5条許可申請です。

譲受人K氏及びL氏は町内アパートに子供と3人で暮らしている。子供の成長に伴い手狭になり、自己住宅を持ちたいと考えた。また、子育ての支援と両親の老後のサポーターをお互い協力しながら生活をしていくために、L氏の実家の土地を選定した。

申請地は田、道路より低いため土盛りをした。隣接農地との境界にブロックを施し、農業環境に配慮します。雑排水については、公共下水に放流、雨水については宅地内自然浸透とします。計画建物は木造2階建て、周辺農地への日照・通風の影響は少ないものと思います。

申請農地の区分は第1種農地であるが、代替性がなく、既存集落への接続が取れることから、何ら問題はないと思われれます。以上、調査内容を報告いたします。ご審議をお願いいたします。

議長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

1番委員 申請地は昨年まで中根地区の方が耕作していましたが、今年は耕作者の事情により作付けされておられません。また、申請地を分筆したことにより、今まで農地への進入路がなくなってしまい、道路との段差ができたしまった。所有者に道路との段差があるため、残った農地に進入する方法が難しくなり、新たに進入路を確保しないと草が生えてしまうことを話しました。

なお、申請に関して何ら問題はない。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。

7 番委員 道路と農地の段差はどの位あるのか。

1 番委員 70 cm位です。

議 長 他に質疑はないか諮った。(質疑なし)
質疑がないため、議案第2号 受付番号23について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)
全員賛成と認め許可することを告げた。
次に議案第3号 非農地証明について事務局の説明を求めた。

事 務 局 議案第3号 受付番号20について説明。
中 谷 1 筆 262 m² 登記 畑・現況 宅地
願出人 M 氏
事由の概要 昭和57年頃より隣接する住宅敷地と一体的に利用している。

議 長 担当調査員の報告を求めた。

3 番委員 7月12日(水)午前9時30分 1番委員、地元担当5番委員、地元推進委員とともに、代理人立会いのもと現地調査を行った。

本申請は現在、茨城県古河市在住の願出人M氏73歳が昭和57年より北側の住宅敷地と一体的に利用していたことを確認いたしました。

申請地は県道東野田古河線から茨城県古河市方面に入った場所です。現況については、車2台分のカーポートとその左側に物置があります。また、その奥は生け垣で仕切られ、その奥には数本の果樹が植わっていました。一般的な家屋の庭のようでしたので、何ら問題はないと思われれます。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし) 地元委員の意見を求めた。

5 番委員 調査員の報告のとおり、何ら問題はない。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 他に質疑はないか諮った。

8 番委員 カーポートは誰が使用しているのか。

3 番委員 北側の住宅の方が使用しています。

議 長 質疑はないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第3号 受付番号20について許可することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め許可することを告げた。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について事務局の説明を求めた。

事務局 議案第4号について説明。

整理番号5-26

新規若林 2筆 計3,108㎡ 現況 畑

設定をする者 N氏

設定を受ける者 O氏

利用権の種類 使用貸借

期間 令和5年8月1日から令和10年7月31日

議 長 質疑がないか諮った。(質疑なし)

質疑がないため、議案第4号 農用地利用集積計画の策定について承認することに賛成の委員の挙手を求めた。(全員挙手)

全員賛成と認め承認することを告げた。

次に、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理報告について、事務局の証明を求めた。

事務局 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。

受付番号45

南赤塚 4筆 計5,830㎡ 登記簿 畑及び田・現況 田

権利を取得した者 P氏

取得した権利 所有権

受付番号 57

南赤塚 15筆 計 13,418㎡ 登記簿 畑及び田・現況 田
権利を取得した者 Q氏
取得した権利 所有権

議長 この案件につきましては、調査不要のため報告のみと告げ、次に報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について、事務局の説明を求めた。

事務局 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理報告について説明。

受付番号 16

丸林 1筆 590㎡ 登記簿・現況とも 畑
譲渡人 R氏
譲受人 S(株)
事由の概要 住宅敷地
移転の内容 所有権移転

議長 この案件については、調査不要のため報告のみと告げた。
議案第1号から第4号、報告第1号及び第2号の全ての審議の終了を告げた。次にその他について、事務局に諮った。

事務局 ① 野木町農業委員会研修厚生クラブ清算について

議長 他にあるか諮った。(別になしの声あり)
以上で議事がすべて終了した旨を告げ、閉会を宣言した。

(午前10時30分)